平成17年度公正取引委員会政策評価実施計画

平成17年4月1日公正取引委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)(以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき,事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。

2 事後評価の対象

- (1) 法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象 法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象は,以下のとおりと する。
 - (ア)迅速かつ実効性のある法運用 独占禁止法違反行為に対する措置 企業結合に関する措置
 - (イ)競争環境の積極的な創造

入札談合の防止及び公共調達の改善のための取組

(ウ)ルールある競争社会の推進

景品表示法違反行為に対する措置 下請法違反行為に対する措置 ガソリン・家電製品の流通実態の調査

(エ)競争政策基盤の強化

独占禁止法と競争政策に関する途上国に対する技術研修 電子政府の構築

- (2) 法第7条第2項第2号に規定される事後評価の対象 法第7条第2項第2号に規定される事後評価の対象は該当がない。
- (3) 法第7条第2項第3号に規定される事後評価の対象 法第7条第2項第3号に規定される事後評価の対象は該当がない。

3 事後評価の方法等

計画期間内において評価の対象としようとする施策等については,以下の項目を明らかにし,計画的に事後評価を実施することとする。(計画内容は別紙

参照)

- (1) 評価対象施策(具体的内容)
- (2) 施策の目標 (達成時期), 施策の位置付け・目的
- (3) 評価実施時期
- (4) 政策効果の把握手法等・評価項目

実績評価の対象となる施策一覧

担当課	評価対象施策 (具体的内容)	施策の目標 (達成時期)	評価実施時期	政策効果の把握手法等
官房総務課	電子政府の構築 (平成16年度)	電子政府の構築により,国民の利便性の向上と行政運営の簡素化,効率化,信頼性及び透明性の向上を図る。	平成17年6月	申請・手続の案内・様 式のホームページへ の掲載状況 給与の全額振込化率 等
企業結合課	企業結合に関する措置(平成16年度) 一定規模以上の企業結合行為(株式所有,合併,営業譲渡等)について,提出された報告や届出,事前相談等に基づいて当該企業結合について審査を行い,競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止する。また,企業結合の迅速性及び透明性を高めるため,主要な企業結合事例の公表等を行う。	ては90日以内)かつ的確な審査を行い,一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結	平成17年6月	届出・報告等の処理件数 事前相談案件の処理に要した日数公表事例の件数,内容
	下請法違反行為に対する措置(平成16年度) 下請法に違反する疑いのある行為について所要 の調査 (親事業者に対する調査・検査)を行い,違 反行為が認められた場合等には,その排除のた めに必要な措置(法的措置(下請法第7条に基づ 、衛告)及び警告)を講ずる。	敬引の公正に(下韻敬引にのける音) 面発注率を 役務取引の分野につい	平成17年6月	勧告等を行った違反 事件の内容 事件処理状況 (件数) 是正措置状況 書面発注状況 処理期間

景品表示監視室	景品表示法違反行為に対する措置(平成16年 景品表示法に違反する疑いのある行為について 所要の調査(立入検査,事情聴取等)を行い,違 反事実が認められた場合等には,その排除のた めに必要な措置(排除命令(景品表示法第6条に 基づぐ法的措置をいる以下同じ。),警告又は注 意をいる)を講ずる。	当表示に対して厳正かつ迅速 (半数以上の案件について,6か月を目途)に対処し,これらを排除することにより,公正かつ自由な競争を確保し,もって一般消費者の利益を保護する。(各年度)	平成17年6月	排除命令等を行った 違反事件の内容 違反事件の処理件数 違反事件の処理期間
管理企画課	独占禁止法違反行為に対する措置(平成16年度 独占禁止法に違反する疑いのある行為について 所要の調査 (立入検査,事情聴取等)を行い,違 反行為が認められた場合等には,その排除のた めに必要な措置(法的措置(独占禁止法第48条 に基づく勧告及び第48条の2に基づく課徴金納 付命令をいる以下同じ。),警告及び注意をい る)を講ずる。	札談合,不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速 (T公益事業分野における違反事件については3か月,小売業にかかる不当廉売事件について2か月を目途)に対処し,これらを	平成17年6月	勧告等を行った違反 事件の内容 違反事件の処理件数 課徴金納付命令額 違反事件の処理期間

総合評価の対象となる施策一覧

担当課	評価対象施策 俱体的内容)	施策の位置付け・目的	評価実施時期	評価項目
国際課	幼上林正注レ語名政等に関する冷ト国に対す	ことのないように、開発述上国寺の競	平成17年6月	アンケー l調査 研修教材への満足度 朝待充足度
経取局総 務課	以組 国等の調達機関との関で いせ λ 札 に関するい	る違反行為を未然に防止するととも に ,入札 ' 契約の実態を把握し,競争	平成17年6月	連絡担当官会議等の 開催状況等 調査・提言の実施状況 等

取引調査室	ガソリン・家電における流通実態調査 事業活動の実態等について競争政策の観点から 調査を行い、競争政策上問題となるおそれのある 取引慣行等がみられた場合には、その旨を指摘 して自主的な改善を促すとともに、その調査結果 を公表する。		平成17年6月	ガソリン業界 (元売10社)における独占禁止法違反行為未然防止への取組状況 ・実態調査後の取引先への周知状況 ・特約店契約の見直し状況 ・特約店契約の見直し状況 ・特約店契約の見直し状況 ・時の高調整の状況 ・卸売価格の算出方法等の見直し状況 ・事の調整の状況 ・卸売価格算出方法等の見直し状況 ・第電業界 (家電メーカー32社)における独占禁止法違反行為未然防止への取組状況 ・実態調査後の取引先への周知状況 ・実態調査後の取引先への周知状況
管理企画課	独占禁止法違反行為に対する措置 独占禁止法に違反する疑いのある行為について 所要の調査 (立入検査 ,事情聴取等)を行い ,違 反行為が認められた場合等には ,その排除のた めに必要な措置 (法的措置 (独占禁止法第 4 8条 に基づく勧告及び第 4 8条の 2に基づく課徴金納 付命令をいる 以下同じ。),警告及び注意をい る)を講ずる。	厳正かつ迅速に対処し,これらを排 除することにより,公正かつ自由な競	平成17年6月	独占禁止法に基づく排除措置の代表的な事例を取り上げ,当該排除措置による経済的効果を定性的・定量的な観点から評価